

確認の業務を行う場合における登録住宅性能評価機関票

この標識は、登録住宅性能評価機関としての登録の主要な内容と、業務の内容を表示しています。

登録の区分	住宅の品質確保の促進等に関する法律第7条第2項第1号から第3号までに掲げる住宅の種別に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則(平成12年建設省令第20号)第9条第1号から第3号までに定める区分
登録番号	関東地方整備局長 第39号
登録の有効期間	令和4年10月1日 ～ 令和9年9月30日 まで
氏名又は名称	株式会社都市建築確認センター
代表者の氏名	本田 實
主たる事務所の所在地	東京都文京区湯島一丁目9番15号 電話番号 03(5844)0066
実施する性能評価の種類	設計住宅性能評価 建設住宅性能評価(新築住宅)、建設住宅性能評価(既存住宅)
住宅性能評価を行う住宅の種類	全ての住宅
住宅性能評価を行う区域	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び長野県の全域
確認を行う住宅の種類	全ての住宅
確認を行う区域	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び長野県の全域